

令和8年度観光需要喚起緊急支援宿泊旅行促進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度観光需要喚起緊急支援宿泊旅行促進事業

2 委託目的

物価高騰の影響による観光需要の減少に対応するため、観光需要の喚起を目的としてオンライン旅行会社と連携した宿泊キャンペーンを展開し、本県宿泊者数の増加を促進することで、県内観光事業者等の収益改善と飲食・小売など幅広い分野へ経済効果を波及させる。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料（上限）

57,030千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

本事業のKPIを達成するために必要である、平日限定の割引クーポンを付与する等のキャンペーンを次の期間を含んで展開し、本県の平日宿泊者数の増加を図る。また、観光PRキャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の「癒し」の世界観を踏まえ、次のターゲットに対し、本県への旅行実施を訴求する魅力的な特設プロモーションサイト（以下、「特設サイト」とする。）を開設し、デジタル広告の配信による特設サイトへの旅行検討者の戦略的な誘導等を行う。

ターゲット：首都圏、近畿圏及び近隣県在住のシニア層

キャンペーン期間：令和8年11月中～令和9年2月

※キャンペーン期間は年末年始及び休日前を除く平日宿泊限定となること

(1) キャンペーン内容

- ・ 宿泊予約数を最大化する上で、効果的な宿泊プランとキャンペーン内容（実施期間含む）を示し、提案すること。特に、①松山市以外を含む複数泊、②地元消費、③県内周遊を促進する内容は必ず盛り込むこと。詳細は採択後に県と協議するものとする。なお、キャンペーンにおけるクーポン等の原資は委託料内に含むこと。

(2) 特設サイトの開設

- ・ 本県での滞在時間の延長につながりかつ宿泊プランの予約数が最大化することを目的とした特設サイトを開設し、宿泊予約サイトへ掲載すること。
- ・ 特設サイトについては、観光PRキャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の「癒し」の世界観及びターゲット、事業目的を踏まえたうえで、魅力的な特設サイトのイメージを提案すること。
- ・ 本県の魅力が発信され、宿泊予約の獲得とともに松山市以外の複数泊や地元消費、県内周遊を促進する内容となること。

- ・ キャンペーン期間中は特設サイトを開設しておくこと。なお、特設サイトへ掲載するキャンペーンの名称やキャッチコピーを提案すること。名称等については、採択後、県と協議のうえ決定するものとする。
- ・ 宿泊予約サイト閲覧者が、直感的に情報を認識できる分かりやすい位置に特設サイトを設置するとともに、同サイト上に「いよ観ネット」や上記企画内容で制作するページなど、本県観光情報等を取得できるサイトへ遷移する動線を確保すること。

(3) デジタルマーケティングを活用した特設サイトへの誘導

- ・ 提案者が保有する過去の旅行者データ等を活用し、本県への旅行実施可能性の高い人をターゲティングしたうえで誘導を行うこと。
- ・ 本業務の実施にあたっては、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

(4) 独自提案

- ・ 委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、委託料の上限の範囲内で企画提案すること。

6 実績報告等

- ・ 受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。
- ・ 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは受託者に報告を求める場合がある。
 ≪提出物：紙媒体（3部）・電子データ（PDF形式）≫

7 K P I

15,000人泊

8 実施に当たっての留意事項

- ・ 旅行市場の動向等を踏まえつつ、本県の地域資源や提案者が有する旅行者データ等を分析した上で、事業を展開すること。
- ・ 特設サイト上の行動データに加え、本事業実施により旅行検討者に与えた効果について、総合的に分析すること。
- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。

9 著作権等の取扱い

- ・ 本仕様書に規定するところにより、受託者が県に引き渡すべき成果物は、県の所有とする。
- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ・ 県は成果物を公表することができる。
- ・ 委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財

産権は受託者に帰属する。

- ・ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。

10 その他留意事項

- ・ 本業務の推進に当たり、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議のうえ、処理するものとする。
- ・ 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ県に報告して承認を得た場合はこの限りではない。
- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・ 委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。
- ・ 委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。また、甲から委託業務の内容に関する質疑等があった場合には、誠実に対応しなければならない。

デジタルプロモーション実施時における留意事項

愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、下記の点に留意して実施すること。

1 Google アナリティクス及びGoogle タグマネージャ管理に関する業務

- (1) 本事業の PDCA サイクルの確立やオーディエンスリストの蓄積のため、各種計測タグ、リターゲティングなど、事業に関わるタグを設定すること。

2 種類の Google アナリティクス横断アカウント(愛媛県庁の複数ウェブサイトに対する横断的な計測)及び縦断アカウント(本事業に用いるウェブサイトのための計測)のトラッキングコード、Google アナリティクスイベントトラッキング・目標設定用のタグ、受託者の Google 広告アカウントで発行する Google 広告リマーケティングタグ、コンバージョントラッキング、コンバージョンリンカー、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャで発行する Meta ピクセル、その他サードパーティタグ等

- (2) 上記の各種タグについては、愛媛県及び「(HP 名称)」の管理運営業務の受託者と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャ上に別途発行するコンテナを活用して、設定を行うこと。
- (3) 事業の目的を定義するため、愛媛県及び「(HP 名称)」の管理運営業務の受託者と協議の上、ウェブサイトの目標を縦断 Google アナリティクス上で設定すること。
- (4) 「(HP 名称)」の管理運営業務の受託者と協議の上、事業におけるタグ活用が確実に行われるよう、愛媛県公式の Google タグマネージャ上でのタグ・トリガーアクションの設定、タグの発火テストを実施すること。
- (5) アプリを利用する場合、アプリの利用状況や広告経由のインストール数について、Google タグマネージャ及び Firebase 向け Google アナリティクスを用いて、目的の達成度合いを効果検証すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、愛媛県の信用失墜やブランド毀損となる場

所への広告掲載は避けるための設定を行う、アドベリフィケーションツールを採用するなど、可能な限り愛媛県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。

- (2) 愛媛県が示す事業目的に応じて CPM 課金、CPC 課金やその他の課金方式を選択して提案可能とする。広告媒体のうち、バナー広告等の CPM 課金型（インプレッション単価制）ディスプレイ広告を実施する場合においては、vCPM 課金型（viewable インプレッション単価制）が可能であれば優先的に採用すること。その採用が困難な場合や、広告配信の目的に応じて、クリック単価制、コンバージョン最大化の自動入札を用いるほうが効果的な場合には、愛媛県に説明・協議の上、方式を決定すること。
- (3) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (4) 縦断 Google アナリティクスで広告効果を取得するため、愛媛県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、訪問者データを蓄積すること。
- (5) 広告媒体から着地するウェブサイトを経た目標完了等までを一体のユーザー導線として捉え、その総合的な動向や結果をもたらした要因や将来に向かった改善策を最終レポートとして必ず記載すること。
- (6) (1) に記載の対策を行っても、広告媒体から不正なクリックや広告表示が発生して返金が発生する場合がある。その際に返金分の取り扱いについては、愛媛県と協議の上取り決めを行うこと。

3 Meta (Facebook、Instagram) 広告を利用する場合

- (1) 愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャと愛媛県が別途指定する Facebook ページ、Instagram アカウントや受託者の広告アカウントを紐付けること。
- (2) Meta 広告を展開する場合は、愛媛県に対して「広告アカウントの管理」の権限を付与すること。なお、受託者の Meta 広告アカウントとのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の Meta ビジネスマネージャ以外への接続も行わない。
- (3) Meta ピクセルの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。なお、事業目的に応じて最適なイベントピクセルの提案や、カスタムオーディエンスを設定すること。
- (4) Meta が提供する無料調査（「リフトテスト」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。

- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとしてイベント測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Google 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクライアントセンター）アカウントと受託者の Google 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Google 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の広告アカウントと縦断 Google アナリティクスを連携すること。受託者の Google 広告アカウント及び縦断 Google アナリティクスアカウントそれぞれで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (6) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

5 Yahoo! 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Yahoo! 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクライアントセンター）アカウントと受託者の Yahoo! 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Yahoo! 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の Yahoo! 広告アカウントで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、ターゲティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点を

コンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

6 その他広告媒体を利用する場合

- (1) Meta 広告又は Google 広告、Yahoo! 広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則として両媒体と同様の対応を行うこと。
- (2) 広告の閲覧権の付与について愛媛県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、愛媛県と協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、同コンテンツ内に愛媛県が指定するリターゲティング用のタグを設定し、訪問者データを蓄積するよう務めること。

7 動画制作・動画広告を実施する場合

愛媛県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること（動画視聴者リマーケティングリスト作成等）。

8 7においてYouTube を利用する場合

- (1) 作成した動画は愛媛県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。
- (2) YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するために、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU 一般データ保護規則（GDPR : General Data Protection Regulation）コンプライスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。
- (2) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について愛媛県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を愛媛県に譲渡すること。